

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		再生資源物屋外保管事業者への改善勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例
条 項		条例第 1 3 条第 1 項及び第 1 9 条第 1 項
所 管 課		環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課（電話：048-829-1608）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定  処分の性質上、個々の事案について個別的な判断をせざるを得ないものであって、条例の定める以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。
	備 考	